

**坂出市障がい者福祉計画
および
第8期障がい福祉計画
の策定について**

令和8年2月5日

坂出市ふくし課

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定しました。さらに、令和3年には『坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画（「第2期障がい児福祉計画」を含む。）』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行されるとともに、平成28年に障害者総合支援法および児童福祉法が改正され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。直近の令和4年12月の法改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）を図っています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められ、令和3年6月には事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められる改正法が公布され、令和6年4月に施行されました。令和7年度には社会保障審議会障害者部会により令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが実施され、よりよく生活が実施できるような整備が進められています。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和8年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画（第5期）」と「第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画）」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

H18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

H19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

H22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- ※一部は政令で定める日

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

「障害者総合支援法等(※1)」および「児童福祉法等(※2)」の一部の法改正

- (※1) 令和4年12月16日公布
- (※2) 令和4年6月15日公布
- ※一部は政令で定める日

「障害者差別解消法の一部を改正する法律」制定

- 令和3年6月3日 成立
- 令和6年4月1日 施行
- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化など

3 計画の位置づけ

3-1 坂出市障がい者福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

(2) 国の障害者基本計画（第5次）の策定（令和5年3月）

- 障害者基本法に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画である「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度（5か年））が策定されました。
- 基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。
 - ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
 - ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
 - ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
 - ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会
- 本市の基本計画となる「坂出市障がい者福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」を踏まえて策定する必要があります。

■障害者基本計画（第5次）体系（分野別施策の基本的方向）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障がいのあることに対する支援の充実 (5)障がい福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障がい福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障がい学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障がい者雇用の促進 (4)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)一般就労が困難な障がい者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際社会での協力・連携の推進

(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障がい者の国際交流等の推進

障害者基本計画(第5次)で追加・充実された項目の概要

■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障害者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障害等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障害児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障害者の文化芸術活動に対する支援、障害者の優れた芸術作品の展示棟等の推進
- ◎地方公共団体における障害者よる文化芸術活動に関する計画策定の促進

3-2 坂出市障がい福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「**坂出市第8期障がい福祉計画**」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する**事業計画**」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 第8期障がい福祉計画に係る基本指針

障害者総合支援法第87条に規定されている基本指針は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成するものであり、障がい福祉計画は国の基本指針に基づいて策定します。今般国の基本指針が見直され、この見直しに対応して、第8期障がい福祉計画を策定していきます。現在国の障がい者部会により令和9年度に向けた障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しが検討されています。

【基本指針見直しのポイント】

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑤ 障がい福祉人材の確保・定着、生産性の向上
- ⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ⑦ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 障がい者等に対する虐待の防止等
- ⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑪ 住宅セーフティネット制度との連携
- ⑫ 災害時における障がい福祉サービス提供の確保
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

【障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針見直し項目(一部抜粋)】

◆第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本事項

6. 高次脳機能障害者に対する支援【新設】

- (一)高次脳機能障害者への相談支援体制等の充実
- (二)専門的な医療機関の確保
- (三)高次脳機能障害者支援地域協議会の設置
- (四)高次脳機能障害者及び家族等への支援

◆第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本事項

3. 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握【一部内容の新設】

- ・特定障がい福祉サービス及び特定障害児通所支援に係る事業者指定の緩和
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児、医療ケアを必要とする児者等の重度障害児等への個別ニーズの勘案による重度障害児者等の利用数見込の検討

◆第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

- ・障害者のスポーツ環境の整備とスポーツを通じた共生社会への実現に向けた関係部署の連携

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・(二)若年層を含む幅広い年齢層の人材確保
- ・(五)障害当事者に対する ICT 機器の利用支援

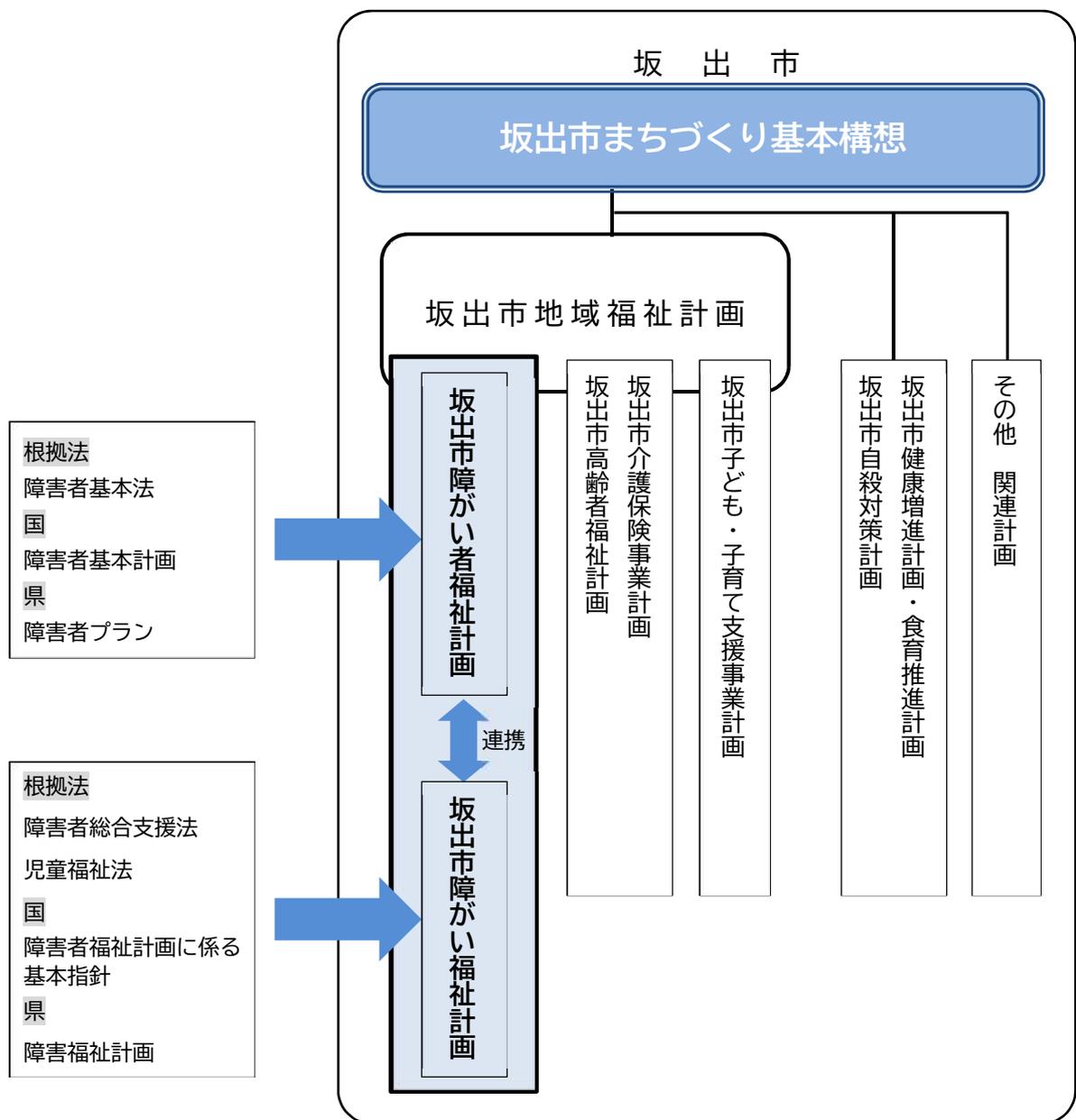
六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- ・施設及び事業所に対して災害時に障害者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組を連携して実施

3-3 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は2つの計画を一体的に策定しており、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和9年度から令和14年度までの6年間としています。令和11年度は中間年にあたることから、その中間見直しを行います。

また、今回新たに策定する「第8期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">中間見直し</div>					
障がい者福祉計画（第4期）			障がい者福祉計画（第5期）					
令和3年から6年間								
			6年間					
第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画を含む)			第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画を含む)					
3年間			3年間			第9期障がい福祉計画 (第5期障がい児福祉計画を含む)		
						3年間		

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定にあたって

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

A. 当事者、一般向けアンケート

令和7年度に実施予定のアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行います。

調査対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のそれぞれ所持者、一般、関係事業所及び関係団体		
配布数	各手帳所持者	1,000人	合計 2,000人
	一般(18歳以上)	1,000人	
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収(インターネットによる回答も可能とする。)		
調査期間	令和8年3月に配布し、3週間程度の調査期間とする		

(3) ヒアリング調査の実施

A. 団体・事業所意向調査

- 障がい者関係団体および事業所に対して意向調査を行います。
- ヒアリング調査票を配布し、シートをとりまとめます。

B. 庁内調査

- 前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行います。
- ヒアリング調査票を配布し、シートをとりまとめます。

(4) パブリックコメント(意見公募)の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めます。